

特定施設を住所とする転入届・転居届に係る窓口対応についての随時監察結果報告

西成区内の特定施設（釜ヶ崎解放会館・釜ヶ崎支援機構・ふるさとの家）に居住実体のない多数の方々が住民票を置いている件に関し、西成区において実施してまいりました随時監察の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

問い合わせ 西成区役所 総務担当 電話 6659-9591

特定施設を住所とする転入届・転居届に係る窓口対応についての随時監察 — 結果報告 —

平成 19 年 4 月 23 日
西 成 区 役 所

1 実施主体

西成区長（西成区内部統制責任者）

2 課 題

釜ヶ崎解放会館（西成区萩之茶屋 2 丁目 5 番 23 号）、釜ヶ崎支援機構（西成区萩之茶屋 1 丁目 5 番 4 号）、ふるさとの家（西成区萩之茶屋 3 丁目 1 番 10 号）（以下「特定施設」という。）を住所とする転入届・転居届に係る窓口対応について。

3 目 的

課題について、本市職員の事務の執行が、住民基本台帳法等関係法令を遵守し、適正に行われてきたかどうかを調査し、必要に応じて改善措置を講ずることで、公正な職務の執行の確保を図るものである。

4 調査対象

雇用保険被保険者証（いわゆる白手帳）の取得時に住民票が必要となった昭和 61 年度以降在籍した住民情報課（又は戸籍登録課）職員。

5 調査結果

(1) はじめに

本調査結果は、3 月 31 日現在において、上記調査対象の大阪市職員及び大阪市を退職した職員 150 名に対する調査の終了に伴い報告を行うものである。

なお、調査対象者は 163 名であり、現職職員 110 名、退職職員 40 名の回答を得た。未回答者 13 名は、現職職員 1 名は病気のため回答不能、退職職員 12 名は連絡先不明等である。

(2) 居住実態についての職員の認識

調査をした 150 名中 118 名が特定施設を住所とする届出を受理した記憶があるとのことであった。

うち約 8 割に当たる 96 名の職員が、届出人からの届出の受理に際して、特定施設に居住実態がないのを知っていた（37 名）か、又は居住実態がないのではないかと疑いを持っており（59 名）、居住実態があると思っていた者は 22 名にすぎなかった。

現職職員と退職職員に分けてみると、次のとおりとなる。

《現職職員》

届出の受理に際して、居住実態がないのを知っていたのは 22 名、居住実態がないことを疑っていたのは 52 名であり、届出を受理した職員（95 名）中、74 名（78%）となっている。

《退職職員》

届出の受理に際して、居住実態がないのを知っていたのは 15 名、居住実態がないことを疑っていたのは 7 名であり、届出を受理した職員（23 名）中、22 名（96%）となっている。

居住実態についての職員の認識		合 計	(内数)	
			現職職員	退職職員
届出を受 理した	①居住実態がないことを知っていた	37 名	22 名	15 名
	②居住実態がないのではと疑っていた	59 名	52 名	7 名
	③居住実態があると思っていた	22 名	22 名	0 名
届出を受理したことがない・記憶にない		32 名	14 名	18 名
回答者合計		150 名	110 名	40 名

※未回答・複数回答あり。

また、「居住実態がないのを知っていた」と答えた者について、「どのようにして知ったか」については、「先輩職員や同僚に聞いたり、噂として知っていた」ということであった。同時に「便宜のため住民票を置く場所と知っていた」ことも噂として知っていたということであった。

さらに、当時の職場状況として 150 名中 88 名（59%）が、特定施設に多数の居住実態のない者が住民票を置いているということを「ほとんど皆が認識していた」としており、32 名（21%）が、「一部の者は認識していた」と考えていた。

現職職員と退職職員に分けてみると、次のとおりとなる。

《現職職員》

当時の職場状況として 110 名中 57 名（52%）が、特定施設に多数の居住実態のない者が住民票を置いているということを「ほとんど皆が認識していた」としており、29 名（26%）が、「一部の者は認識していた」と考えていた。

《退職職員》

当時の職場状況として 40 名中 31 名（78%）が、特定施設に多数の居住実態のない者が住民票を置いているということを「ほとんど皆が認識していた」としており、3 名（8%）が、「一部の者は認識していた」と考えていた。

当時の状況として居住実態がない所に住民票を置いている事実に対する区職員の認識	合 計	(内数)	
		現職職員	退職職員
①ほとんど皆が認識していた	88名	57名	31名
②一部の者は認識していた	32名	29名	3名
③その他	30名	24名	6名
回答者合計	150名	110名	40名

※未回答・複数回答あり。

(3) 職員の窓口対応

居住実態がないことを知っていた、又は疑っていた職員 96 名のうち、多くの者 (87 名) は、他の通常の届出があった場合と同じように、届出人の申し出により「普段どおり」届出を受理した。

「普段どおりの対応」をした職員で、居住実態について「上司、先輩職員、同僚等に聞いたり、噂を聞いた」ことがあって「居住実態のないことを知っていたり、疑いを持っていた」者は、87 名中 61 名であった。

現職職員と退職職員に分けてみると、次のとおりとなる。

《現職職員》

居住実態がないことを知っていた、又は疑っていた職員 74 名のうち、67 名 (91%) は、他の通常の届出があった場合と同じように、届出人の申し出により「普段どおり」届出を受理した。

また、届出書の記入を届出人に代わってしたと答えた職員が 4 名いたが、これは、届出人が地図を見せたり、住所を示すメモ等をみせたりして特定施設を示し届出を行おうとした際に、届出人が書類作成に不慣れなため、その便宜のために職員が届出書への記入を代書したケースであり、区役所の窓口においては、他の届出の場合でも依頼に基づいて代書することもあることから、それと同様に考えていたとのことであった。

《退職職員》

居住実態がないことを知っていた、又は疑っていた職員 22 名のうち、20 名 (91%) は、他の通常の届出があった場合と同じように、届出人の申し出により「普段どおり」届出を受理した。

居住実態がないことを知っていたり疑いを持っている職員の窓口対応	合 計	(内数)	
		現職職員	退職職員
①普段どおりの対応	87名	67名	20名
②相手に代わって手続きした	4名	4名	0名
③その他	5名	3名	2名
居住実態がないのを知っていたか疑いを持っていたと回答した職員数	96名	74名	22名

※未回答・複数回答あり。

(4) 届出を受理した理由等

このように、居住実態がないことを知りつつ、又は疑いつつ届出を受理した者（96名）の多く（57名）は、受理した理由として、職場慣行（47名）や前任者からの引継ぎ（10名）をあげているが、一方で、自分の判断を理由としてあげている者（8名）もいる。

「普段どおりの対応」をとった職員にあっては、受理に際して「職場慣行」があったとした者が87名中47名であった。

また、特にマニュアル等の決めごととはなかった模様である。

現職職員と退職職員に分けてみると、次のとおりとなる。

《現職職員》

居住実態がないことを知りつつ、又は疑いつつ届出を受理した者（74名）の多く（41名）は、受理した理由として、職場慣行（35名）や前任者からの引継ぎ（6名）をあげているが、一方で、自分の判断を理由としてあげている者（7名）もいる。

《退職職員》

居住実態がないことを知りつつ、又は疑いつつ届出を受理した者（22名）の多く（16名）は、受理した理由として、職場慣行（12名）や前任者からの引継ぎ（4名）をあげているが、一方で、自分の判断を理由としてあげている者（1名）もいる。

居住実態がないことを知っていたり疑いを持っている職員が届出を受理した理由	合 計	(内数)	
		現職職員	退職職員
①職場慣行	47名	35名	12名
②前任者からの引継ぎ	10名	6名	4名
③自分の判断	8名	7名	1名
④その他	31名	26名	5名
居住実態がないのを知っていたか疑いを持っていたと回答した職員数	96名	74名	22名

※未回答・複数回答あり。

さらに、受理に際しては、「あいりん地区の日雇労働者の状況からして、ある程度の例外措置もやむを得ない」（41名）、「受理しなければ届出人が困るだろう」（11名）等と考えていたものである。

現職職員と退職職員に分けてみると、次のとおりとなる。

《現職職員》

受理に際して、「あいりん地区の日雇労働者の状況からして、ある程度の例外措置もやむを得ない」（28名）、「受理しなければ届出人が困るだろう」（8名）等と考えていたものである。

《退職職員》

受理に際して、「あいりん地区の日雇労働者の状況からして、ある程度の例外措置もやむを得ない」(13名)、「受理しなければ届出人が困るだろう」(3名)等と考えていたものである。

受理に際しての考え	合 計	(内数)	
		現職職員	退職職員
①地域事情でやむを得ない	41名	28名	13名
②受理しなければ届出人が困るだろう	11名	8名	3名
③その他	45名	34名	11名
居住実態がないのを知っていたか疑いを持っていたと回答した職員数	96名	74名	22名

※未回答・複数回答あり。

(5) まとめ

調査の結果、住民情報課職員は、特定施設における住民登録が多数にのぼり、その大部分について居住実態が疑わしいと認識しつつも、昭和 61 年以前から昨年 12 月に報道されるまでの長年にわたり、特定施設を住所とする転入届・転居届を通常の受付と同様に受け付けていたと認定できる。

このように大量の住民登録がされるようになった原因・事情等については、確たるものを見出すことはできなかったが、相当数の職員が「先輩職員や同僚に聞いたり、噂として知っていた」と認識していることから、少なくとも、あいりん地域特有の事情として、日雇労働者への配慮等から届出を受理することが、「職場の慣行」となっていった原因の一つと考えられる。ただ、届出人に対して、積極的な指示や誘導があったという事実は認められなかった。

また、職場慣行についても、受付にあたって特段マニュアル等の文書があるわけでもなく、積極的に容認してきたものではないことがうかがえる。

職場慣行ができた背景には諸事情があるとしても、住所には客観的な居住の実態を伴う必要がある。住民異動届については、疑義がない場合は基本的に受け付けることとなるが、担当部署の大多数の職員が日雇労働者への配慮等から受理していたとの認識をもっていたのであれば、区として、本来届出人に対して居住実態を確認するための質問をさせたり、居住実態のない場所を住所とする届出はできないことを伝え、居住実態のない届出を防止させるべきであったと考えられる。組織として、このような職場慣行について、改善措置を行わず、容認してきたことは不適切であったといえる。

6 改善措置

今後は、住民基本台帳法等関係法令に則し、次の改善措置を実施する。

- (1) 特定施設を住所とする届出に限らず、他の施設においても、生活の本拠としての居住実態が疑われる住民票の届出の受理については、窓口において、居住実態の確認等のため質問をしたり、居住実態のない場所を住所とする届出はできないことを説明する。
- (2) 既に住民票の届出が受理されているが、居住実態が疑わしい場合、その実態の確認を徹底するために、住民基本台帳法第 34 条に基づく調査を、適宜実施する。
- (3) 簡易宿所（いわゆる簡宿）を生活の本拠としている方が、当該簡宿の宿泊証明書の発行により、簡宿を住所とする届出を出している場合についても、定期的に、住民基本台帳法第 34 条に基づく調査を実施する。
- (4) 同一住所に多数の住民登録がされていないかどうかを、定期的に、住民基本台帳システム等においてチェックする。
- (5) 住民基本台帳の事務に関する所管局である「市民局」、選挙事務に関する所管局である「選挙管理委員会事務局」、福祉関係の事務に関する所管局である「健康福祉局」及び「西成区」との間で、情報共有を図るため今まで以上に緊密な連絡体制を確立する。